

大泉町店舗リニューアル補助事業の実施について

大泉町店舗リニューアル補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

町内の店舗の改装又は当該改装に伴う備品等の購入（以下「改装等」という。）に係る費用の一部を補助することにより、町のにぎわいを創出し、地域の活性化を図ることを目的とします。

2 内容

補助対象者	次のいずれにも該当するものとします。 1 個人又は登記簿上の本店等の所在地が町内にある営利を目的とする法人であって、町内の店舗において、現に事業を営んでいるもの 2 町税の滞納がない者 3 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者
補助対象店舗	この要項による補助金の対象となる店舗は、補助対象者が現に町内で事業を営んでいる店舗で、次に掲げる要件を満たすものとします。 1 日本標準産業分類による分類のうち、次のいずれかの業種に係る事業の用に供する店舗であること。 (1) I－卸売業、小売業（小売業に係るものに限りません。） (2) M－宿泊業、飲食サービス業 (3) N－生活関連サービス業（中分類80－娯楽業を除きます。） 2 建築後10年以上経過していること。 3 店舗（店舗併用住宅にあっては店舗部分）の床面積が1,000平方メートル未満であること。 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、店舗型性風俗特殊営業又は接客業務受託営業に係る事業の用に供する店舗でないこと。 5 青少年の健全な育成に支障を及ぼすなど、補助対象事業から除く必要があると特に町長が認める事業の用に供する店舗でないこと。 6 その他公序良俗に反する事業の用に供する店舗でないこと。
補助対象事業及び補助対象	次のいずれにも該当する対象店舗の改装等を行った場合に、当該費用に対して補助を行います。

経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 改装等に要した費用が20万円以上であること。 2 町内施工業者による改装等であること。 3 当該改装等について、他の公的助成の交付を受けていないこと。 4 補助対象者が死亡した場合等やむを得ない場合を除き、この要項による補助金の交付決定を受けた日から1年を超えて対象店舗に係る営業を継続すること。 <p>※ 「町内施工業者」とは、大泉町小規模契約希望者登録要領に規定する大泉町小規模契約希望者登録名簿に登録されている業者又は大泉町商工会建設部会に加盟している業者をいいます。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費に10分の1を乗じて得た額に相当する額とし、50万円を上限とします。</p> <p>※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>※ 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りです。</p>

3 交付手続

認定申請の方法	<p>補助対象事業の認定を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に大泉町店舗リニューアル補助事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町店舗リニューアル補助事業認定申請に係る承諾書（様式第2号） 2 改装等の施工前の状況が分かる写真 3 改装等の内容を確認することができる図面等 4 改装等に係る見積書 5 店舗所有者の同意書（自己所有でない店舗の場合に限ります。） 6 店舗の賃貸契約書の写し（賃貸契約を結んでいる店舗の場合に限ります。） 7 その他町長が必要と認める書類
補助対象事業の認定時期等	<p>提出された申請書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、大泉町店舗リニューアル補助事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により補助事業の認定の可否を当該申請者に通知します。</p> <p>※ 補助対象事業の認定に当たっては、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことがあります。</p>
認定事業の変更の方法	<p>認定を受けた内容の変更をしようとするときは、大泉町店舗リニューアル補助事業変更承認申請書（様式第4号）に当該変更の内容がわかる書類を添えて提出してください。</p>

変更の認定時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町店舗リニューアル補助事業変更承認通知書（様式第5号）により通知します。
認定事業の取下げ	認定を受けた事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、大泉町店舗リニューアル補助事業取下届（様式第6号）を提出してください。
交付申請等の方法	補助対象事業の認定を受けた日から起算して1年以内若しくは要項失効日の1月前のいずれか早い日までに補助事業を完了し、完了の日から起算して1月を経過した日までに、大泉町店舗リニューアル補助事業完了報告書（様式第7号）及び大泉町店舗リニューアル補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 1 補助対象事業に係る領収書及び工事内訳書 2 補助対象事業の施工後の写真 3 その他町長が必要と認める書類
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町店舗リニューアル補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知します。 当該通知を受けたときは、大泉町店舗リニューアル補助金請求書（様式第10号）により補助金の請求をしてください。
補助金の返還等	補助認定者が次のいずれかに該当したときは、認定事業を取り消します。 1 偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき。 2 補助対象事業の認定の内容、これに付した条件その他法令等に違反したとき。 また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。

4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町店舗リニューアル補助事業認定申請書（様式第1号） 2 大泉町店舗リニューアル補助事業認定申請に係る承諾書（様式第2号） 3 大泉町店舗リニューアル補助事業認定（不認定）通知書（様式第3号） 4 大泉町店舗リニューアル補助事業変更承認申請書（様式第4号） 5 大泉町店舗リニューアル補助事業変更承認通知書（様式第5号） 6 大泉町店舗リニューアル補助事業取下届（様式第6号） 7 大泉町店舗リニューアル補助事業完了報告書（様式第7号）
---------	---

	8 大泉町店舗リニューアル補助金交付申請書（様式第8号） 9 大泉町店舗リニューアル補助金交付決定通知書（様式第9号） 10 大泉町店舗リニューアル補助金請求書（様式第10号）
--	--

5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで （令和7年3月31日までにこの要項の規定による認定を受けたものに対して補助金を交付します。）
-----	---

6 担当部署

大泉町役場経済振興課	電話0276（63）3111
------------	----------------